



島根県報

平成31年4月26日（金）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	2
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
元号を改める政令の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則	3

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第12項の前の見出し及び同項中「平成32年 1 月 1 日」を「令和 2 年 1 月 1 日」に改める。

附則第13項中「同年12月31日」を「令和元年12月31日」に改める。

別表第15の2の部1の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同部2の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第12項の前の見出し及び同項の改正規定並びに附則第13項の改正規定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2の部1の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同部2の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第77町長部局の項中「課長（支所の課長を除く。）、支所長、室長、主査、診療所長、総務課長補佐（人事又は総務担当に限る。）、企画財政課長補佐（財政担当に限る。）」を「課長（支所の課長を除く。） 支所長 室長 主査 診療所長 総務課長補佐（人事又は総務担当に限る。） 財務課長補佐（財政担当に限る。）」に改め、同表小学校の項

及び中学校の項中「校長、教頭」を「校長 教頭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

元号を改める政令の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

元号を改める政令の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

(職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（平成31年島根県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成31年 8 月 31 日」を「令和元年 8 月 31 日」に改める。

(職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条第 2 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第 3 条 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条第 2 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 4 条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成29年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 5 条 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成29年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。